

大和町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

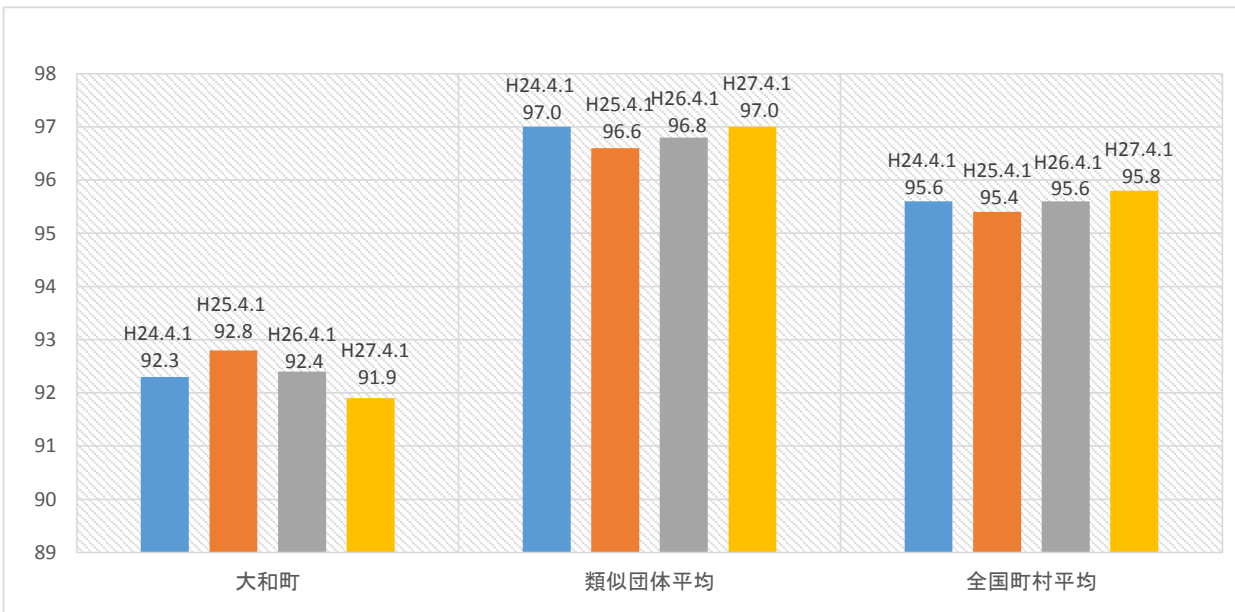
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 27,751	千円 9,807,839	千円 743,301	千円 1,316,382	% 13.4	% 14.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 165	千円 546,856	千円 62,494	千円 196,984	千円 806,334	千円 4,887	千円 5,748

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。
※ ラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込みについて

①～③について、本町では該当していません。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととされています。

①給料表の見直し [実施]

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大和町	38.5歳	272,739 円	300,887 円	291,979 円
宮城県	43.3歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円
国	43.5歳	(334,283 円)	—	(408,996 円)
類似団体	41.9歳	313,133 円	381,214 円	345,081 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大和町	54.3歳	2人	315,700円	381,560円	353,750円	—	—	—	—
うち用務員	※	※	※	※	※	用務員	—	—	—
うち自動車運転手	※	※	※	※	※				
宮城県	51.6歳	260人	330,741円	386,250円	363,809円				
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円				
類似団体	50.3歳	12人	293,609円	320,807円	310,221円				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大和町	—	—	—
うち用務員	※	—	—
うち自動車運転手	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成24年度～平成26年度までの労働者数で加重平均3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベース「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。
 4 個人情報保護の観点から対象となる職員が3人未満の場合は、「※」で表示している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分		大和町	宮城県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	180,800 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	144,200 円	—
	中学卒	123,900 円	127,700 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	※12年 267,200 円	326,700 円	366,100 円	— 円
	高校卒	※11年 198,300 円	※21年 302,100 円	319,100 円	364,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	※34年 317,100 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	※37年 314,300 円

※は職員の在職がない為近似の階層の数値である。

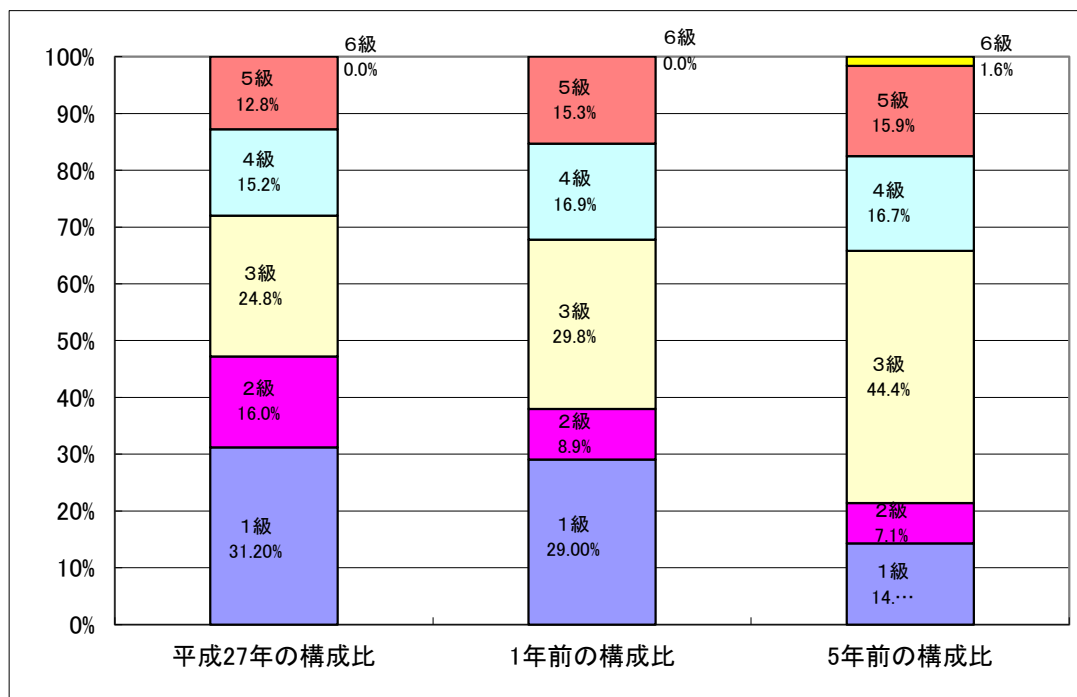
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事又は技師の職務 (主事・技師)	39人	31.2%	137,600円	244,900円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする職員 (主事・技師)	20人	16.0%	187,700円	301,900円
3 級	班長の職務又は同程度の職務を行う職員 (主幹・主任主査・主査)	31人	24.8%	223,900円	347,700円
4 級	困難な業務を処理する班長の職員 (班長)	19人	15.2%	258,300円	378,700円
5 級	課長の職務又は同程度の職務を行う職員 (課長・局長・対策官・参事)	16人	12.8%	285,000円	390,700円
6 級	重要な業務を所掌する課の長の職員 (課長)	0人	0.0%	315,800円	407,900円

(注) 1 大和町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

給与構造改革の導入により、昇給については、勤務成績の反映を一層きめ細かく行う目的で、従来の昇給幅を4分割されたところ。この目的を達成するため1月1日から12月31日までの1年間における業績、勤務態度や能力などを評価し、その評価に基づき、1月1日に実施する昇給の区分(0号俸から8号俸)を決定することとし、平成20年度より一部試行し、平成21年度より完全実施している状況です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 和 町		宮 城 県		国	
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,231 千円		1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,645 千円		—	
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分		(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.65)月分		(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

基準日(6月1日, 12月1日)以前の6箇月以内の期間における勤務成績(業績, 勤務態度, 能力等)を適正に評価し, 「特に優秀」「優秀」「良好」「良好でない」の区分に応じて, 町長が成績率を決定する。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

大 和 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 — 千円 19,688 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 本町職員の退職手当は、宮城県市町村退職手当組合条例により支給されています。

3 本町は、勸奨退職制度を実施していません。

(3) 地域手当

(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)			399 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)			199,359 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	0 人	20 %
仙台市	6 %	2 人	6 %
多賀城市	5 %	0 人	10 %
富谷町	4 %	0 人	6 %
名取市, 利府町	3 %	0 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			91.9% (91.9%)

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域における国家公務員と地方公務員の水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	28,303 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	189 千円
支給実績(平成25年度決算)	31,949 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	206 千円

(5) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	1.配偶者 13,000円 2.配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円(職員に配偶者が不在の場合はそのうち 1人について11,000円) ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の 最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	11,615 千円	203,772 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア.月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-12,000円 イ.月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(【家賃】-23,000)÷2 (限度額 27,000円)	同じ	—	8,469 千円	235,250 円
通勤手当	1.交通機関等の利用者 6月毎に6月に要する運賃等相当額 (1月あたり55,000円限度) 2.交通用具使用者(1月あたり) 使用距離(片道)により2,000円～24,500円 3.交通機関と交通用具の併用者 運賃相当額+交通用具使用の額。 ただし1月あたり55,000円を限度とする。	同じ	—	9,248 千円	68,000 円
管理職手当	管理又監督する地位にある職員に対し、支給する 支給額 23,800円～33,200円	同じ	—	7,299 千円	331,773 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活 する職員 23,000円 ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離 が100km以上の場合、その距離に応じ6,000円～ 45,000円加算する。	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命 じられた職員に対して支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額×支給割合 (135/100)×勤務時間数	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の5時までの 間に勤務することを命じられた職員に対し支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務 時間数	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤 務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき 4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別 勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必要等で週 休日又は休日等に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき 5,000円～9,000円	同じ	—	36 千円	12,000 円
災害派遣手当及び 武力攻撃災害等 派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣され た職員で住所等を離れて町内に滞在した場合に支給 支給額 1日につき最高6,620円				

5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	761,200 円	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 333,000 円	
	副 町 長	603,000 円	760,000 円 / 422,200 円	
報 酬	議 長	309,000 円	499,000 円 / 227,000 円	
	副 議 長	255,000 円	430,000 円 / 182,000 円	
	議 員	240,000 円	400,000 円 / 157,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(平成26年度支給割合) 3.10 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成26年度支給割合) 3.30 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 761,200円×在職月数×0.44	(1期の手当額) 16,076,544円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	603,000円×在職月数×0.26	7,525,440円	
備 考				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=50月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

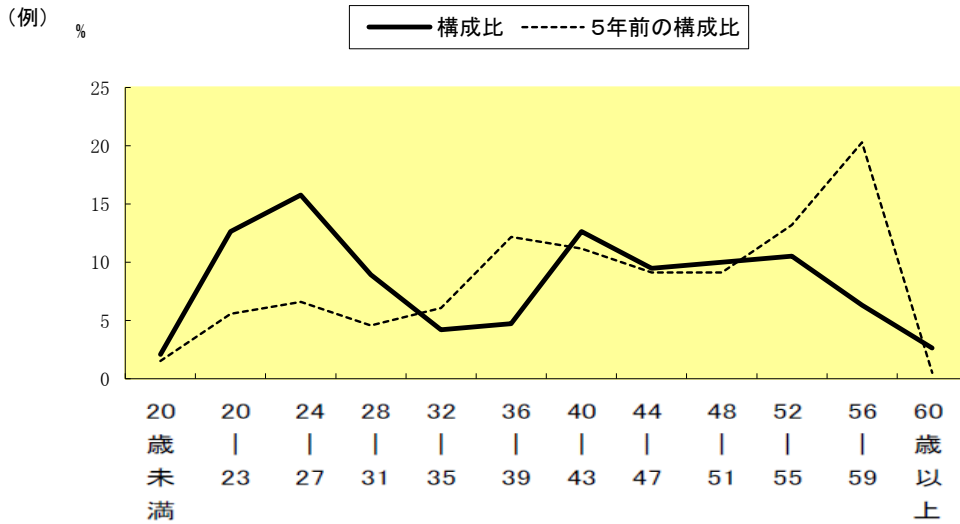
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議 会	3	3	0	地域創生計画算定等業務増大及び派遣による 保育所調理員退職不補充による減 人口増による健康管理事業及び環境美化の充 実による増 TPP及び農業再生等の対応による増 商店街活性化事業及び商品発行等の業による 業務増 事務の民間委託による減
	一 般 行 政 部 門	44	46	2	
	税 務	16	16	0	
	民 生	37	36	▲ 1	
	衛 生	11	13	2	
	農 林 水 産	8	9	1	
	商 工	5	6	1	
	土 木	11	11	0	
	計	135	140	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 50.80 人
	教育部門	26	25	▲ 1	体育施設の指定管理導入による減
	小 計	161	165	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.5 人
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	6	6	0	県への派遣業務終了
	下 水 道	6	6	0	
	そ の 他	13	12	▲ 1	
	小 計	25	24	▲ 1	
合 計		186 [256]	189 [256]	3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.11 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	4人	24人	30人	17人	8人	9人	24人	18人	19人	20人	12人	4人	189人

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(3)職員数の推移

部門別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政職	145人	147人	141人	138人	135人	140人	-5人 (-3.4%)
教育	30人	27人	27人	25人	26人	25人	-5人 (-16.7%)
普通会計計	175人	174人	168人	163人	161人	165人	-10人 (-5.7%)
公営企業等会計計	22人	23人	24人	25人	25人	24人	2人 (9.1%)
総合計	200人	197人	197人	192人	188人	189人	-11人 (-5.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める職員給与費比率
26年度	千円 969,523	千円 -15,052	千円 37,731	% 3.89	% 5.06

区分	職員数 A	給与費 B			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
26年度	人 6	千円 21,857	千円 1,479	千円 8,116	千円 31,452

一人当たり給与費 B/A	(参考) 大和町普通会計職員平均一人当たり給与費
千円 5,242	千円 4,887

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大和町	34.9歳	254,950 円	283,206 円
全国市町村平均 (政令指定都市を除く)	44.9歳	348,021 円	517,229 円
※ 事業者	—		— 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

※事業者の基本給等については、類似の事業者がないため空欄となります。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大和町		大和町 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成26年度)		1人当たり平均支給額(平成26年度)	
1,353 千円		1,231 千円	
(平成26年度支給割合)		(平成26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分
(1.45)月分	(0.70)月分	(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置【有】		職制上の段階、職務の級等による加算措置【有】	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

大和町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 本町は、勸奨退職制度を実施していません。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	430 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	61 千円
支給実績(平成25年度決算)	1,132 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	226 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	1.配偶者 13,000円 2.配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円(職員に配偶者がいない場合はそのうち 1人について11,000円) ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の 最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	450 千円	225,000 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア.月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+ (【家賃】-23,000) ÷ 2 (限度額 27,000円)	同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当	1.交通機関等の利用者 6月毎に6月に要する運賃等相当額 (1月あたり55,000円限度) 2.交通用具使用者(1月あたり) 使用距離(片道)により2,000円～24,500円 3.交通機関と交通用具の併用者 運賃相当額+交通用具使用の額。 ただし1月あたり55,000円を限度とする。	同じ	—	218 千円	54,500 円
管理職手当	管理又監督する地位にある職員に対し、支給する 支給額 23,800円～33,200円	同じ	—	380 千円	380,400 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活 する職員 23,000円 ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離 が100km以上の場合、その距離に応じ6,000円～ 45,000円加算する。	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命 じられた職員に対して支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額×支給割合 (135/100)×勤務時間数	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の5時までの 間に勤務することを命じられた職員に対し支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務 時間数	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤 務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき 4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別 勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必要等で週 休日又は休日等に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき 5,000円～9,000円	同じ	—	0 千円	0 円